

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月17日認可した。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）石野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）山才地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）荒井用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山脇地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下野田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺浦下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）仲原地区
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下萩原1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東村地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）代之池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）山原池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸井南地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）東新海地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）田野々地区